

議案第65号

(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例について

(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

昭和59年に郷土資料館建設資金として市民から寄附を受けたことを契機に、同年に(仮称)取手市立博物館建設基金を、平成8年に(仮称)取手市立博物館建設審議会をそれぞれ設置し、市立博物館建設に向けて検討してきましたが、現状の社会情勢及び市の財政状況を鑑み、市立博物館建設計画は中止とし、関係する条例の廃止等を行うものです。

(仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称) 取手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例

((仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称) 取手市立博物館建設審議会条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) (仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例 (昭和59年条例第16号)
- (2) (仮称) 取手市立博物館建設審議会条例 (平成8年条例第13号)

(取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第2条 取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から文化財保護審議会の部 まで		(略)	(略)
(仮称)博物館建設審議会	会長	<u>〃</u> 6,700	<u>〃</u>
	委員	<u>〃</u> 6,300	<u>〃</u>
図書館協議会の部から体育施設運営委員会の部 まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表（第1条，第5条関係）

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から文化財保護審議会の部 まで	(略)	(略)
図書館協議会の部から体育施設運営委員会の部 まで	(略)	(略)

付 則

この条例は，令和3年1月1日から施行する。